

フランス倒産規則 仮訳 (一)

小 梁 吉 章

はじめに

フランスでは 2005 年 7 月 26 日に「事業救済に関する 2005 年 7 月 26 日法律番号 2005-845」が成立し、翌日 7 月 27 日に公布され⁽¹⁾、2006 年 1 月 1 日から施行されている。これは事業救済のほかにも事業の裁判上の更生手続と裁判上の清算手続を定める倒産法である⁽²⁾。

従来の倒産法は 20 年前に制定された後、1994 年に一部改正された「事業の裁判上の更生と清算に関する 1985 年 1 月 25 日法律番号 85-98」⁽³⁾であったが、今回の法律はこれを全面改正し、とくに、フランス倒産法にとって画期的な次の二つの改正を加えている。

(1) 旧法は債務者が支払停止の事実を裁判所に届け出ると裁判所が更生、清算のいずれの手続をとるか判断していたが、改正法は債務者のイニシアティブで倒産前の救済手続を申し立てることができるようになった。

(2) 旧法では「支払停止」⁽⁴⁾を唯一の手続開始原因としていたが、改正法は

(1) Loi no. 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprises.

(2) 2005 年倒産法の改正内容と条文の仮訳は、拙著『フランス倒産法』(信山社, 2005)を参照。

(3) Loi no. 85-98 du janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises.

(4) ただし「支払停止」の概念はわが国と異なる。わが国では「支払停止」は「弁済期が到来した債務を一般的、かつ、継続的に弁済することができない旨を外部に表示する債務者の行為」と理解されているが、現在のフランス判例では「債務者の主観的行為ではなく、債務と資産が見合うか否かという客観的な会計上の状態」を意味するとされている。

「支払の停止に到るおそれがあり、克服できない窮境にある者」にも手続を開始できることとなった。

フランスでは、法典化に関わる 1999 年 12 月 16 日法律番号 99-1071 に基づく 2000 年 9 月 18 日オルドナンス番号 2000-912⁽⁵⁾ によって、改正前の 1985 年倒産法は商法典（Code de commerce）第 6 部「事業の窮境」（Livre VI : des difficultés des entreprises）に再編されたので、今回の改正も商法典第 6 部の改正という体裁をとっている。

ところで改正倒産法が施行される直前の 2005 年 12 月 28 日にその運用を定める倒産法の施行規則が成立した⁽⁶⁾。2005 年倒産法の仮訳はすでに行ったので⁽⁶⁾、以下に新倒産規則の仮訳を 2 回に分けて掲載する。

倒産規則仮訳

首相は、国璽尚書兼法務大臣の報告に基づき、職業資格承認一般システムに関する理事会指令 89/48/CEE と 92/51/CEE を修正する 2001 年 5 月 14 日欧州議会・理事会指令 2001/19/CE と理事会指令 77/452/CEE, 77/453/CEE, 78/686/CEE, 78/687/CEE, 78/1026/CEE, 78/1027/CEE, 80/154/CEE, 80/155/CEE, 85/384/CEE, 85/432/CEE, 85/433/CEE および 93/16/CEE, 民法典, 商法典, 民事訴訟法典, 新民事訴訟法典, 労働法典, 環境法典, 通貨金融法典, 事業救済に関する 2005 年 7 月 26 日法律番号 2005-845, 商事会社に関する 1967 年 3 月 23 日改正規則番号 67-236, とくに同規則 251-1 条と 251-2 条, 司法組織法典 R821-2 条を修正し商事裁判所書記の一般料率を定める 1980 年 4 月 29 日改正規則 80-307, 1983 年 4 月 30 日法律番号 83-353 の適用および商人と一定の会社の会計上の義務に関する 1983 年 11 月 29 日規則番号 83-1020, 会社登記に関する 1984 年 5 月 30

(5) J.O. numéro 219 du 21 septembre 2000 page 14777.

(6) Décret no. 2005-1677 du 28 décembre 2005, décret pris en application de la loi no. 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprises (publication au JORF du 29 décembre 2005).

日改正規則 84-406, 事業の窮境の予防と和解による解決に関する 1984 年 3 月 1 日法律番号 84-148 の適用のための 1985 年 3 月 1 日改正規則番号 85-295, 事業の裁判上の更生と清算に関する 1985 年 12 月 27 日改正規則番号 85-1388, 事業の裁判上の更生と清算に当たる法定管理人, 法定代理人と事業診断専門家に関する 1985 年 12 月 27 日改正規則番号 85-1389, 民事執行手続の改正に関する 1991 年 7 月 9 日法律番号 91-650 を適用した民事執行手続に関する新規則を設ける 1992 年 7 月 31 日改正規則番号 92-755, 事業の裁判上の更生と清算に当たる法定管理人, 法定代理人について規定する 2004 年 6 月 10 日規則番号 2004-518 を考慮し, コンセユ・デタ (内務部) の意見を徴し, 以下のとおり定める。

1 条：343 条の規定にかかわらず, 商法典第 6 部に定める手続の土地管轄を有する裁判所は, 法人債務者がその本店を有する地または自然人債務者がその事業または活動の住所を有すると宣言する地を管轄する裁判所とする。フランス領土内に本店がない場合, 管轄裁判所は債務者がフランスで利益の中心を有する地を管轄する裁判所とする。

2 条：商法典 L611-2 条に定める手段⁽⁷⁾は, 法人債務者の本店所在地, 場合によって自然人債務者がその事業または事業活動の住所と宣言する地の裁判長の権限とする。

特別受任者を選任する裁判長の土地管轄は 1 条による。

(7) 新倒産法 L611-2 条は「証書, 書類, 手続から, 商事会社, 経済利益団体または個人的, 商事的, 職人的事業が経営の継続を危うくする窮境に陥ったときは, その経営者は, 状況の改善の手段を検討するため, 裁判所に呼び出される」と規定する。

第1編：事業の窮境の予防

第1章：事業の窮境の予防，特別受任者および調停手続

第1節：商事裁判長による事業の窮境の探知

3条：商法典 L611-2 条 1 項に定める場合，裁判長は書記課を通じて，法人債務者の法定代表者または自然人債務者を，受取確認依頼付き書留郵便により呼び出し，同法典 L611-2 条 I と本規則 4 条と 5 条の写しを通常郵便で送る。呼出しは少なくとも 1 ヶ月前に送付する。裁判長はそこに呼出しの理由となる事実を記載した覚書を添付する。

4条：商法典 L611-2 条 1 項に定める面談で，裁判長は面談日時・場所と出頭者名のみを記した記録を作成する。この記録に出頭者と裁判長は署名する。呼び出された者が出頭しないならば，商法典 L611-2 条 I 第 2 項の規定を適用し，同日，書記課が欠席記録を作成する。記録には呼出しの受取通知を添付する。記録の写しは遅滞なく，書記課により同法典 L611-2 条 I 第 2 項の文言を転載して呼び出された者に受取確認依頼付き書留郵便で通知する。前 2 項を適用して作成された記録は書記課に保管する。

5条：商法典 L611-2 条 2 項に定める情報請求は，面談または欠席記録の日から 1 ヶ月以内に送付される。請求には 4 条を適用して作成する面談または欠席記録の写しを添付する。

請求が前項に定める形式と期間内に提出されたならば，求められた者または機関は 1 ヶ月以内に請求された情報を通知する。形式，期間が異なる場合，答えなくてよい。

6条：商法典 L611-2 条 II の適用について，裁判長は命令の通知または送達から 1 ヶ月以内に年次計算書類を提出するよう法人の法定代表者に命令を発し⁽⁶⁾，守られなければアストラントを命ずる。

この命令ではアストラントの率を定め，さらに事案を調べる期日の場所と日時を記す。

これは上訴の対象ではない。

7 条：書記課は法人の法定代表者に命令を通知する。通知状には商法典 L611-2 条 II 第 2 項と本規則 8 条と 9 条 1 項の規定を転載する。

名宛人により受け取られなかった旨の記載とともに通知状が戻されたなら、書記課は命令を送達する。送達には前項に定める規定を転載する。

名宛人が示された住所にいない旨の記載とともに送達状が戻されたならば、事案は裁判長により目録から外され、書記課は商業登記に活動停止と付記する。

提出命令は書記課に正本として保管される。

8 条：提出命令が一定期間内に履行されたとき、事案は裁判長の目録から外される。

そうでない場合には、書記課は記録に計算書類の不提出を記録する。

9 条：裁判長の発した提出命令の不履行の場合、裁判長はアストラントの決済を命ずる。

アストラント金額が商事裁判所の終審権限の率を越えないとき終審として命ずる。

法人法定代表者に対して宣告された罰金は国庫に支払われ、税以外の債権として回収される。

命令は国庫に通知され、書記課の注意の下、法人法定代表者に送達される。上訴は、義務的代理によらない手続で争訟事件に適用される規則に従い、審理され判断される。

10 条：商法典 L611-2 条最終項に定める情報請求は、本規則 6 条 1 項に定め

(8) 商法典 L232-21 条 (合名会社), L232-22 条 (有限会社), L232-23 条 (株式会社) は、会社に年次計算書類を所在地を管轄する裁判所に提出することとしているが、2005 年 5 月 11 日提出の上院法務委員会報告は、現実には 2003 年については合名会社の 87.7 %, 有限会社の 62.2 %, 株式会社の 50.4 % が怠っていると指摘している (Lienhard, Sauvegarde des entreprises: présentation du décret d'application no 2005-1677 du 28 décembre 2005, D. 2006, Doct. p. 150)。

る期間の満了後に送られる。請求は書面で本規則6条にいう命令の写しと8条にいう記録を添付する。請求が1項に定める形式と期間内に提出されたならば、求められた者または機関は1ヶ月以内に請求された情報を通知する。形式、期間が異なる場合は、答えなくてよい。

第2節：特別受任者

11条：商法典L611-3条に定める特別受任者の選任の申立ては、書面で提出する。申立ては、法人の法定代表者または自然人債務者によって、商事裁判所または場合によって大審裁判所に宛てられ、書記課に提出される。

申立てには理由を記す。

12条：申立てを受領次第、裁判長は意見を徴するため、書記課を通じて、法人の法定代表者または自然人債務者を呼び出す。

特別受任者の選任が前項に定める面談から1ヶ月以内に行われなければ、申立ては不許可とみなされる。

特別受任者を選任する命令で、その任務を決め、本章4節の規定に従い、報酬条件を定める。

13条：特別受任者を選任する決定は申立人に通知される。

特別受任者を選任する決定は申立人に書記課によって通知される。通知状に商法典L611-3条の規定を転載する。

特別受任者は遅滞なく裁判長に諾否を知らせる。応諾の場合には、特別受任者は商法典L611-13条に定める宣誓書を送る。

14条：債務者が申立てをしたとき、裁判長は遅滞なく、特別受任者の任務を終了する。

第3節：調停手続

15条：商法典L611-6条を適用し裁判長に宛てまたは引き渡される調停手続開始のルケートには、債務者に適用される特則を留保して、以下のものを添

付する：

- 1) 63 条にいう登記抄本または場合によって識別番号
- 2) 期日表を付した債権債務状況表と主たる債権者一覧
- 3) 担保状況表と簿外負債状況表
- 4) 作成されているならば、過去 3 期の年次計算書類、資金状況表および経費控除後の流動資産・流動負債状況表

場合によっては、ルケートに支払停止日を記す。

債務者が法令上のまたはその資格が保護される自由職を営むときは、ルケートに該当の職業団体または当局を明示する。

債務者が裁判長に選任すべき調停人を提案するときは、その住所氏名を明示する。

16 条：申立てを受領次第、裁判長は書記課を通じて、説明を受けるために債務者法人の法定代表者または自然人債務者を呼び出す。

調停人を選任する命令ではその任務を定め、本章 4 節の規定に従い報酬を、商法典 L611-6 条に従い手続期間を定める。

17 条：裁判長は調停手続中いつでも商法典 L611-6 条 2 項の規定⁹⁾を利用することができる。

18 条：申立てについての命令は、書記課を通じて申立人に通知される。通知には 20 条、21 条を転載する。

調停手続開始決定は、遅滞なく書記課により検事局、場合によって該当の職業団体または当局に通知される。

決定は調停人に通知される。通知状には商法典 L611-13 条と本規則の 20 条と 21 条を転載する。

(9) 新倒産法 L611-6 条 2 項は「裁判所はその選択により専門家に債務者の経営的、労働関係と資金的な状況について報告の作成を命じ、法律上または規則上の反対の規定にかかわらず、銀行と金融機関から債務者の経済的、資金的状況について正確な知識を得られる情報を得ることができる」と規定する。

調停人は、裁判長に遅滞なく諾否を連絡する。応諾の場合、同法典 L611-13 条に定める誓約書を送る。

19 条：調停人の選任または任務の延長の申立てが応じられないならば、決定の通知日から 10 日以内に債務者によって控訴が提起されうる。

控訴は非訟事件手続に適用される規則に従って行われる。ただし、債務者は弁護士または代訴士によることを要さない。

裁判長は控訴申立てから 5 日間は決定を変更または撤回することができる。変更または撤回する場合、書記課は債務者に決定を通知する。

そうでない場合、裁判所書記課は遅滞なく控訴申立てと決定の写しとともに事件の一件書類を控訴院書記課に送る。裁判所書記課は債務者にこの送付を通知する。

控訴は大審裁判所における非訟手続に適用される規則に従い審理され判断される。

20 条：調停人が以下の状況の一つにあるならば、商法典 L611-3 条を適用して、債務者は忌避を申し立てることができる。

- 1) 調停人が直接的または間接的に手続について個人的利害がある
- 2) いかなる性質にせよ、調停人と債権者の一人または経営者ないし担当者
の一人と直接的または間接的關係がある
- 3) 調停人と債務者の間に不信の原因がある
- 4) 調停人が同法典 L611-13 条の規定する任務不能の状況にある
- 5) 調停人が規制職務から削除され、免職されている

21 条：忌避の申立ては、調停人を選任する決定の通知から 15 日以内に、書記課へ引き渡す証書または書記課による記録への申立ての記入によって行われる。

申立てには理由を要し、場合によっては理由に関する書類を添付する。

申立ては忌避についての最終決定まで手続を停止する。

22 条：書記課は、受取確認依頼付き書留便によって、忌避の申立てを調停人

に通知する。通知状には本条2項と3項を転載する。

申立て通知を受領次第、調停人は忌避について判断されるまで行動しない。受領後8日以内に、調停人は裁判長に書面で忌避への同意または反対の理由を知らせる。

23条：調停人が同意するならば、遅滞なく交替する。

24条：調停人が忌避に反対、または答えないならば、債務者と調停人を審尋し、または適式に呼び出して、申立ては裁判長により検討される。忌避の申立てに関する命令は書記課により債務者に通知される。

命令の写しは、調停人に引き渡され、または送られる。

25条：忌避が認められるならば、遅滞なく調停人の代替を行う。

26条：忌避の申立てを却下する決定については、通知後10日以内に、債務者により控訴院第一裁判長に控訴することができる。

控訴は理由を付した覚書により控訴院書記課に引き渡され、または送られる。

27条：控訴院書記課は、少なくとも15日前に宛てられた受取確認依頼付き書留便により債務者と調停人を呼び出す。26条2項にいう覚書は、調停人宛ての呼出状に添付する。

裁判長または代理は、対審で審尋する。

決定は書記課により債務者に通知される。調停人にはこの旨連絡される。

28条：商法典L611-7条5項の適用について、債務者は調停手続を開始した裁判長の前に、追及する債権者を呼び出す。裁判長は調停人の意見を徴した後、レフェレの形式で期間について判断する。

申立ては、追及が係属した裁判所に連絡され、この裁判所は期間について決定されるまで判断を停止する。

裁判長による決定は書記課により当該裁判所に通知される。

29条：調停人は、商法典L611-7条1項を適用して債務者に対して行った提案が不可欠であると評価し、債務者がこれを拒否したときは、裁判長に任務

の終了を求めることができる。

30 条：債務者が申し立てるときは、裁判長は遅滞なく調停手続を終了する。

31 条：調停手続を終了する決定について上訴することはできない。

32 条：商法典 L611-8 条 I を適用し、当事者の合意は裁判長の命令によって確認され、裁判長は書記課に執行文を付与させる。債務者の正式な届出が添付される。

合意と添付物は書記課に提出される。写しは、当事者と合意の規定に関係しうる者にのみ引き渡される。合意は債務名義となる。

33 条：裁判所は、調停手続期間の終了前に商法典 L611-8 条 II に定める認可について判断する。

同法典 L611-9 条 1 項を適用した認可の期日に呼び出された者は、裁判所書記課で合意を閲覧することができる。

決定は、合意条件を取り上げない。決定は履行を保障するためになされた保証または優先権を記す。決定は同法典 L611-11 条にいう優先権によって保証された金額を明示する。

34 条：合意の認可の決定は書記課により債務者と合意に署名した債権者に通知される。決定は調停人と検事局に通知される。

35 条：認可の却下決定は、非訟事件手続に適用される規則に従い審理され判断される。ただし、当事者は弁護士または代訴士によることを要さない。

36 条：認可決定通知は、民商事公報に掲載するため送られる。掲載には債務者の氏名、本店、または債務者が自然人のときは事業または事業活動の住所を記す。また、識別番号と、必要に応じて、書記課またはそれが登録した商工会議所のある市の名を記す。

同通知は、債務者が本店を有する地、または債務者が自然人のときは事業または事業活動の住所の地の法定通報に公表⁽¹⁰⁾する。

通知には決定が書記課に保管され、関係者はだれでも閲覧が可能である旨を記す。

この公告は決定から 8 日以内に書記課により職権で行われる。

37 条：商法典 L611-10 条にいう第三者異議による訴訟を留保して、また同法典 L621-1 条を適用して合意と専門家報告が通知された司法当局のほかには、合意は当事者と関係する者にのみ、また専門家報告は債務者と調停人にのみ通知される。

認可された合意は書記課により債務者の監査役に送られる。

38 条：商法典 L611-10 条 4 項の適用については、債務者は小切手振出禁止処分をした金融機関に支払い事故明細を添付した合意の認可決定の写しを送り、その解除の理由を知らせる。

禁止をした金融機関は、平常化のため禁止を解除することをフランス銀行に通知する。

39 条：商法典 L611-10 条 2 項を適用して提出された認可された合意の解除の申立ては、召喚によって行う。合意の当事者はすべて申請者により、または場合により裁判所の命令により呼び出される。

決定は検事局に通知され、前項にいう債権者に通知される。

認可された合意の解除の決定は、本規則 36 条の公告の対象となる。書記課によって、商法典 L611-7 条 5 項を適用して支払猶予を義務づけられた債権者に知らされる。

第 4 節：特別受任者、調停人と専門家の報酬

40 条：商法典 L611-14 条にいう特別受任者、調停人と専門家の報酬条件は、決定の基礎、最大金額と準備金に関わるものとする。

41 条：特別受任者、調停人または専門家の報酬条件についての債務者の同意は、選任に先立って債務者に書面で求められる。合意には選任の決定を添付

(10) 公表 (*publication*) は民商事公報への掲載、公告 (*publicité*) は商業登記などへの公告と使い分けている。

する。

42 条：特別受任者，調停人または専門家が，任務途中で，選任決定が定めた報酬の最大額が不十分であると判断するときは，裁判長にこの旨を連絡する。

裁判長は債務者の同意を得て，新しい報酬条件を定める。同意は書面で求められる。

同意がない場合，裁判長は任務を終了する。

43 条：書記課は報酬を定める決定を特別受任者，調停人と専門家および債務者に通知する。

決定は，債務者，特別受任者，調停人または専門家により控訴院第一裁判長の前での上訴の対象となる。

控訴は，新民事訴訟法 714 条から 718 条に定める期間と条件により審理され判断される。

第 2 章：経済活動を行う非商人の私法上の法人の特則

44 条：商法典 L612-1 条にいう経済活動を行う非商人の私法上の法人は，年末または決算期末に次の三つの基準のうち二つを超えるときは，年次計算書類を作成し，少なくとも 1 名の監査役と 1 名の補欠を選任しなければならない。

- 1) 被用者数で 50 人。考慮される被用者は，期間の定めのない雇用契約を法人と締結した者とする。被用者数は年度，または年度と異なる決算期の場合はその各四半期末の人数の算術平均とする。
- 2) 税を控除した売上額または資源の額で 310 万ユーロ。税を控除した売上額は，事業活動に直結した製品販売とサービスの売上額に等しい。資本の額は，事業活動に直結した分担金，補助金，生産物の金額とする。ただし，建設のために従業員の参加を募集する業種または業際団体については，建設・住宅法典 R313-25 条の意味で募集する金額は 75 万ユーロとする。

3) 総資産額で 155 万ユーロ。これは資産の合計額に等しい。

1 項でいう法人は過去 2 期連続で上記の三つの基準のうち二つの数字を超えないときは、年次会計書類を作成する義務はない。この場合、年次決算書を決議するために招集される決議機関によって監査役の任務を終了させる。

年次会計書類の作成または監査役の選任に関する本条の規定は、商法典 L612-1 条にいうカテゴリーの一つに入る法人形態に固有の規定を損なうことなく適用される。

45 条：年次会計書類は、貸借対照表、損益計算書と付属書類により構成される。これらは法人の法的形態と事業活動の性質によって必要な変更が加えられ、商法典 L123-12 条以下とその適用のための上記の 1983 年 11 月 29 日規則に定める原則と方法により作成される。法人に適用される会計処理は会計規則委員会規則により定める。事業活動の特性、構造、オペレーション上必要であるならば、会計処理規定に同じ形式で変更を加えることができる。

年次会計書類は、経営報告と同時に、決算期末から遅くとも 6 ヶ月以内に決議機関の承認を得るために提出され、これらを承認する集会の少なくとも 45 日前に監査役に渡される。6 ヶ月の期間は法人の法定代表者の申立てにより、ルケートを判断する大審裁判所長の命令で延長することができる。

46 条：年度末または決算期末に 300 人以上の被用者または税を控除した売上額または資源の額で 1800 万ユーロを超える経済活動を行う非商人の私法上の法人は、商法典 L612-2 条にいう書類を作成しなければならない。この基準の定義は 44 条の規定による。

2 期連続してこれらの基準のいずれも超えないときはこの義務はなくなる。上記の 1967 年 3 月 23 日規則 244-1 条から 244-5 条の規定は、法人の法的形態により必要とされる調整を留保して、適用される。

47 条：監査役が商法典 L6112-3 条に定める事前警報手続を発動するとき、法人が経営を担当する機関とは別に管理を担当する合議機関を有するならば、上記の 1967 年 3 月 23 日規則 251-1 条の規定を、あるいはそうでない場合は

251-2 条の規定を適用する。

これら二つの規定の適用については、管轄の裁判長は大審裁判所長とする。

48 条：商法典 L612-5 条 1 項にいう報告には次のものを含む。

- a) 決議機関の承認を要する、または決議機関がない場合は会員に通知された書類に添付された契約の一覧
- b) 関係する理事と法人の受任者の役割を担う関係者の名前
- c) 同法典 L612-5 条 2 項にいうところに従い契約をした人の明示
- d) 当該契約の性質と目的
- e) 契約の主要条項、とくに適用された金額または料率、与えられた割戻しと手数料、支払いの猶予期間、金利、担保、また場合によって、決議機関または会員に対象の契約の締結に附帯した利害を評価しうるその他すべての事項

49 条：報告が監査役によって作成されたときは、法人の法定代表者は当該契約の締結日から 1 ヶ月以内に商法典 L612-5 条にいう契約を監査役に通知する。

第 2 編：事業救済

第 1 章：手続開始

第 1 節：裁判所申立てと決定

50 条：救済手続開始の申立ては法人の法定代表者または自然人債務者によって管轄の裁判所書記課に提出される。申立てには直面する窮境の性質、克服できない理由を明記する。

申立てには、最近の年次会計書類のほかに、届出の日に作成した次のものを添付する。

- 1) 63 条にいう登記抄本、または場合によって識別番号
- 2) 8 日以内の資金状況表
- 3) 損益計算見込み

- 4) 申立日の被用者数と上記の 1983 年 11 月 29 日規則 17 条 5 項の規定に従い、最新の決算期末で評価した最近の決算期末の売上高
- 5) 債権債務状況表と債権者の氏名住所
- 6) 担保状況表と簿外負債状況表
- 7) 債務者の資産の簡単な明細
- 8) 企業委員会代表者、または指名されているならば、裁判所が審尋すべき従業員代表の氏名住所
- 9) 申立ての前 18 ヶ月以内に特別受任者の選任または調停手続がないこと、またはそうでない場合はこの選任または手続開始とその日付と担当した裁判所を記した誓約書
- 10) 債務者が法令上の資格を要する、またはその資格が保護される自由職を営むときは、職業団体、または担当当局の明示
- 11) 債務者が環境法典第 V 部第 I 編の意味で分類される設置物を有するときは、許可または届出の写し

これらの書類は、債務者により日付を付し、署名し、正確であることを証する。

これらの書類のうちいくつかは提出できないまたは不完全にしか提出できない場合、申立てに添付できない理由を示す。

51 条：手続開始を決定する前に、書記課は裁判長の求めに応じて、法人債務者の法定代表者または自然人債務者に、裁判所により審尋され、商法典 L661-10 条に従い上訴を行うべき者を選任するために、企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表を招集することを通知する。通知の写しは書記課によって企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表に送られる。選任の記録は書記課に提出される。

52 条：商法典 L621-1 条を適用して、判断する前に、事業の資金的、経済的、労働関係の情報の収集を裁判官の一人に委ねる裁判所の決定は、手続の開始に関する同条 1 項に定めるところと同じように行われる。

同裁判官の報告は、専門家が選任されたときはその報告を添付し、書記課に提出され、書記課によって債務者と検事局に通知される。

書記課は、企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表に、その代表者は書記課で報告を閲覧することができることを通知し、期日と同時にこれを通知する。

53条：商法典 L621-4 条 4 項を適用して定める限度は、税を控除した売上高について 300 万ユーロ、被用者数について 20 とする。

売上高は、上記の 1983 年 11 月 29 日規則 17 条 5 項の規定に従う。最近の決済期末で評価する。考慮すべき被用者数は、債務者が手続開始申立てをした日の被用者数とする。

54条：商法典 L811-2 条または L812-2 条を適用して、法定代理人または法定管理人の任務を行わせるため同条に定めるリストに登録されていない自然人を選任するとき、当該自然人は遅滞なく、商法典 L811-2 条 4 項または L812-2 条 II 第 3 項に定める誓約書、同法典 L814-5 条に定める保証、同法典 L811-11-1 条を適用し特別会計監査を担当する監査役の氏名を提出する。

55条：裁判所は、場合によって、主任官の報告に基づき、判断する。決定が即時にできない場合、期日に債務者に通知される次回の期日に宣告は延期される。

手続開始決定はその日から効力を生ずる。

56条：債務者が救済手続開始に求められる条件を充足していないようなときは、裁判所は申立てを却下する。

裁判所が職権で裁判上の更生手続または裁判上の清算手続の開始を行うべきと評価するならば、172 条の規定を適用する。

57条：開始決定宣告から 10 日以内に、債務者法人の法定代表者または自然人債務者は、法定代理人が選任されているならばその同席を得て、企業委員会、地域従業員代表、またはそれがなければ被用者を招集する。被用者はここで単記 1 回の方式の投票で代表者を選出する。

商法典 621-4 条 2 項にいうところの被用者代表の選出記録または不在記録は、遅滞なく、裁判所書記課に提出される。

58 条：小審裁判所には書記課への届出により被用者代表の選任に関する異議が係属する。

この届出は、被用者代表の選任後 2 日以内でなければ受理されない。

係属から 5 日以内に、小審裁判所は無費用で手続形式によらず、前もって 2 日前にすべての関係者に与える通告によって最終審として判断する。

小審裁判所の決定は 2 日以内に書記課により通知される。

破毀のための上訴の期間は、5 日間とする。上訴は、新民事訴訟法典 999 条から 1008 条に定めるところにより審理され判断される。

59 条：商法典 621-4 条を適用して選任された被用者代表の解雇は、労働法典 R436-1 条から R436-8 条と R436-10 条の規定による。

60 条：救済手続開始決定は決定の日から 8 日以内に書記課により債務者に通知される。

61 条：書記課は手続開始決定の写しを遅滞なく下記に送る。

- 1) 選任された法定代理人と法定管理人
- 2) 大審裁判所検事正
- 3) 債務者がその本店を有する県の財務局と主たる営業所のある県の財務局

62 条：選任された法定代理人または法定管理人が商法典 L811-2 条または L812-2 条に定めるリストに登録されていないときは、書記課によって、本規則 61 条にいう決定の写しに、同法典 L811-2 条または L812-2 条の場合に従って、L811-11-1 条、L814-5 条、L622-18 条、L626-25 条、L641-8 条、本規則 54 条および 1985 年 12 月 27 日規則番号 85-1389 の 66-1 条と 79 条の文言を転載する書類を添付する。

63 条：登記している商人または法人であるならば、救済手続開始決定は、管理人が選任されているときは、代理人に与えられた権限とともに商業登記に付記される。

職人的事業であるならば、手続を開始した裁判所書記課の請求により、手工業者名簿またはバ・ラン、オ・ランとモーゼルの各県の商業登記に同様の付記がなされる。

2項にいう商業登記または手工業者名簿に登録されていない者ならば、大審裁判所書記課に設けられた記録に付記する。この場合、書記課は場合により、債務者の本店または住所、法人債務者の法定代表者または自然人債務者の氏名住所を記す。

決定の通知は、民商事公報に掲載するため送られる。掲載には債務者の氏名、場合によって本店または職業上の住所、識別番号、および書記課または登録した商工会議所のある市の名前、事業活動の内容、手続開始決定の日を記す。さらに、管理人が選任されているならば、法定管理人と法定代理人の氏名住所を、この場合には、与えられた権限とともに記す。通知には、債権者に対して法定管理人へ債権を届けるべきことと届出期間を記す。

同様の通知は、債務者が本店または職業上の住所を有する地、場合によっては副次的な営業所のある地の公報に掲載される。

書記課は職権で決定日から15日以内に公告を行う。

64条：手続によって開始される観察期間は、商法典L621-3条を適用して、6ヶ月の最長期間、例外的に延長することができる。

裁判長は観察期間の満了の遅くとも10日前に裁判所の記録に争点を定める。書記課は期日に債務者、裁判上の受任者⁽¹¹⁾、監査委員を招集し、検事局に通知する。

裁判所は主任官の報告を見て、検事局の意見を徴して、観察期間の延長について判断する。裁判所は事前に債務者、管理人、法定代理人、監査委員の意見を徴する。

(11) 裁判上の受任者とは、債権者の代表である法定代理人と債務者を補佐する法定管理人を包括的に指す。

観察期間を延長する決定は、61 条にいう者と監査委員に通知される。決定は 63 条にいう登記に付記される。

第 2 部：手続期間と監査委員

65 条：開始決定において、または手続中いつでも、裁判所は一時的に職務に当たれない主任官の権限を行使する主任官補佐を選任することができる。

66 条：裁判所は、主任官の報告に基づき、手続について生じ、裁判所に提起されたすべての異議を判断する。ただし、裁判所が主任官の命令に対する上訴を判断するときは報告しない。

67 条：主任官は、申立て、異議、その権限に関わる請求および管理人、法定代理人、計画遂行監督員の行為に対する異議について判断する。

主任官が妥当な期間内に判断しないならば、裁判所には当事者または検事局の申立てにより係属する。

主任官の命令は、遅滞なく書記課に提出され、書記課が裁判上の受任者、当事者、権利義務につき影響を受ける者に通知する。その申立てにより、検事局に通知する。

これらの命令は、受領証になされた届出または書記課宛の受取確認依頼付き書留便により通知されてから 10 日以内の上訴の対象となる。

検事局もまた命令が通知されてから 10 日以内に理由のあるルケートにより請求することができる。

上訴の審理は、当事者、裁判上の受任者に通知して、裁判所の適宜の最初の期日に定められる。

68 条：裁判所が主任官の命令に対する上訴を判断するときは、主任官は加わらず、そうでなければ裁判は無効となる。

69 条：商法典 L621-9 条を適用して技師を選任する前に、主任官は債務者の意見を徴す。

技師の任務終了後、主任官は払われた注意、提供された職務の質と与えられ

た期間の遵守に応じてその報酬を決定する。

主任官が請求された金額よりも低い報酬を定めることになったときは、事前に技師を呼び出して意見を徴さなければならない。

主任官は、その申立てにより技師に執行名義を与える。

70条：法定代理人は債権者に知らせ、相談するための手段をとる。

法定代理人に受取確認依頼付き書留便によって請求を行った債権者は、法定代理人によって、手続の進行に応じて、手続の主要な段階を知らされる。

71条：開始決定後2ヶ月以内に、法定代理人と、管理人が選任されているとき管理人は、手続の進行と債務者が置かれた経済・資金状況について主任官と検事局に報告を送る。この報告は書記課に提出される。

72条：管理人、専門家または法定代理人の交替の請求あるいは監査委員の一人の解任の請求は、検事局または主任官により提起され、あるいは裁判所にこのために職権で係属するときは、交替または解任の対象者への呼び出しが、場合に応じて172条または173条にいう形式と手続によりなされる。

裁判所は主任官の報告に基づき、検事局の意見を徴して判断する。

以上の規定は、管理人の一人または複数、法定代理人の一人または複数の追加に適用される。

73条：裁判所書記課の注意の下、債務者を審尋し、または呼び出して、主任官の出席を得て、職務を中止した裁判上の受任者は後任に引き継ぐ。

74条：商法典L621-10条1項を適用して監査委員に選任されることを求める債権者は書記課にその旨を届け出なければならない。この者は債権額、場合によっては担保権の性質を記す。

いかなる監査委員も手続の開始決定の宣告から20日の期間の満了前に主任官によって選任されない。

場合によって、債務者の職業団体、または担当当局は書記課に監査委員の任務を代理するために選任した者の名を届け出る。届出がない場合、法定代表者がこの任務に当たる。

監査委員に選任されることを求める債権者は L621-10 条 2 項に定める条件の充足について誓約する。

75 条：主任官と監査委員の任務は、法定管理人、法定代理人、場合によって契約履行監督員の任務の終了報告が承認された日に終了する。

76 条：商法典 L621-12 条の適用については、裁判所にはルケートまたは場合によって 172 条または 173 条に定める形式と手続に従って係属する。

裁判所は、法定代理人、管理人が選任されているとき管理人、監査委員と企業委員会代表、またはそれがなければ地域従業員代表を審尋し、または適式に呼び出して、検事局の意見を徴した後に、判断する。

裁判所が救済手続を裁判上の更生手続に変更する決定は、書記課の注意の下に、宣告から 8 日以内に、検事局のほか上訴することのできる者に送達される。

これは 61 条にいう者に通知され、63 条にいう登記に付記される。

第 2 章：観察期間中の事業

77 条：管理人の任務の変更の申立ては、ルケートによって裁判所に宛て、裁判所はこれらが請求者でないときは債務者および管理人と法定代理人、または検事局の意見を徴した後に、判断する。

管理人の任務を変更する決定は債務者と管理人に通知される。これは 61 条にいう者に通知され、63 条にいう登記に付記される。

第 1 節：保全処分

78 条：開始決定があり次第、債務者は管理人、それがいない場合は、法定代理人にすべての営業所を知らせ、被用者リストと支払うべき給与と補償金を決定することのできる要素の入手を可能にしなければならない。

79 条：年次計算書類が作成されず、または手元に存在しない場合、管理人が選任されているとき管理人は、すべての入手可能な書類情報を使って、状況

表を作成する。

80 条：商法典 L622-6 条に定める財産確認は、債務者または知れたる権利者の同席を得てまたは呼び出して行う。

債務者は、財産確認を作成するために選任された者に担保に供された、または税関保管となっている物および寄託、賃貸借またはリースとして保有または所有権留保をしている物、または一般的に第三者によって取戻されるおそれのない物のリストを渡す。このリストは財産確認に添付される。

場合によって、商業登記または手工業者名簿に登記されていないときは、債務者は法定代理人に同法典 L526-1 条を適用して行っている差押禁止届けを知らせる。

財産確認はそれを行った者によって裁判所書記課に提出される。財産確認を行った者は写しを債務者、管理人が選任されているとき管理人と法定代理人に渡す。

81 条：商法典 L622-6 条に従って債務者が作成する債権者表には、各債権者の氏名、商号、本店、居所と開始決定の日に支払うべき金額、将来期日の到来する金額と期日、債権の性質、各債権に付帯する担保と優先権を記す。これには継続中の主要な契約の対象を含む。

開始決定から 8 日以内に債務者は管理人と法定代理人にリストを渡す。これは書記課に提出される。

第 2 節：事業の経営

82 条：主任官が商法典 L622-7 条 2 項を適用して債務者または管理人から提出された許可申請について判断するときは、書記課は債務者、法定代理人と売却が予定されている資産上に特別の担保権を有する債権者がいるならば、この債権者を呼び出す。

83 条：商法典 L622-8 条 1 項にいう資産の売却の場合、国立貯蓄供託金庫に払い込むために、対価は管理人に、またはこれがないときは法定代理人に

渡される。資金は観察期間中処分できない。

ただし、同法典 L622-8 条 2 項に定めるところに従い仮払いは行うことができる。管理人が選任されているとき管理人の意見、またはこれがない場合には債務者と法定代理人の意見に基づいて、債権者の申立てを受けた主任官は、債権届け、届出の証拠書類と場合によって同条に定める保証を見て判断する。準備金は債権の要素と弁済順序に応じて、重大な異議を申し立てられない金額まで割り当てられる。

主任官の命令により不適切に支払われた資金は権限のある裁判上の受任者の申立てがあり次第、回収される。

84 条：主任官は、商法典 L622-8 条 3 項に従って差替え⁽¹²⁾に関わるルケートについて、債務者、管理人、該当の債権者、法定代理人または書記課によって呼び出された者を審尋した後、判断する。

担保の抹消登記は申立人によって、または主任官による命令の受益人によって求められる。その費用は債務者の負担とする。抹消は差替えの保証を立てた後にのみ行われ得る。

第3節：事業継続

85 条：裁判所によって定められた各観察期間の満了時と検事局または主任官の請求があればいつでも、債務者はこれらの者、管理人が選任されているときは管理人、法定代理人および監査委員に経営状況、資金状況と商法典 L622-17 条 I にいう債務支払能力を知らせる。

(12) 新倒産法 L622-8 条は、わが国破産法上別除権を有する特別の先取特権、抵当権等を有する債権者への仮払いを規定し、2 項は「主任官の相当の理由を付した決定がある場合を除き、あるいは国庫または社会保険局ないし相当の機構が介入するときは、この仮払いは金融機関の保証の提出を条件とする」とし、さらに 3 項で「債務者または管理人は、保証を同等の保証に差し替えることを債権者に求めることができる」と規定している。本規則 84 条 1 項にいう「差替え」は金融機関の保証を指す。

86 条：

I：商法典 L622-10 条 1 項を適用して事業活動の一部停止を命ずる決定は、61 条にいう者に通知され、63 条にいう登記に付記される。

II：L622-10 条 2 項の適用については、裁判所は手続を裁判上の更生に変更するため、または裁判上の清算を宣告するためのルケートによって、あるいは場合によって 172 条または 173 条に定める形式と手続に従って係属する。手続を裁判上の更生に変更しまたは裁判上の清算を宣告する決定は、宣告から 8 日以内に債務者に通知される。債務者が申立人でないとき、同様の期間内に債務者に送達される。

さらにこの決定は、書記課の注意の下、同様の期間内に、検事局のほか、上訴することのできる者に送達される。

この決定は、61 条にいう者に通知され、63 条にいう登記に付記される。

87 条：裁判所が商法典 L622-12 条を適用し手続を終了させる決定をした後、遅滞なく 151 条と 152 条の定めるところに従い、裁判上の受任者により終了報告が作成され提出される。報告は 61 条にいう者に通知され、63 条にいう記録に付記される。153 条が適用される。

88 条：書記課は、商法典 L622-13 条 1 項にいう延長を管理人に認めた主任官の決定を契約相手方⁽¹³⁾に通知する。

主任官は、当事者の請求により、同法典 L622-13 条 1 項、3 項と L622-14 条に定める場合に契約の解除とその日を証する。

89 条：商法典 L622-17 条 III 第 3 号に従い借入れを許可し支払猶予を認めた主任官の決定は、裁判所書記課にこの旨および債務者氏名、借入金額、貸付機関名、借入れの期日または支払の猶予とともに記録へ記す。

90 条：商法典 L622-17 条 I にいう債権の一覧表⁽¹⁴⁾で同条 IV を適用して法

(13) 新倒産法 L622-13 条は、わが国破産法にいう双方未履行の双務契約の手続上の扱いに相当する。

(14) 新倒産法 L622-17 条 I は、手続開始後に生じた債権をいう。

定代理人と、管理人が選任されているとき管理人に知らされた債権の一覧表は、これらの者により、任務が終了次第、契約履行監督員または場合によって清算人に渡され、これらの者が完成する。

計画遂行監督員または清算人は、観察期間終了から 1 年以内に裁判所書記課にこの一覧表を提出し、そこですべての関係者は閲覧することができる。書記課はこの提出について民商事公報に掲載させる。

すべての関係者は公表から 1 ヶ月以内に主任官に一覧表について異議を申し立てることができる。

主任官によって一覧表から拒否された債権は、同法典 L622-24 条にいうところに従い届けられたものとみなす。

91 条：債務者、管理人が選任されているとき管理人、および場合によって法定代理人は、請求があるときは、主任官と検事局に事業の銀行と郵便の口座残高と国立貯蓄供託金庫の口座残高を知らせる。

事業継続が必要とするならば、主任官は、一方で事業の資金、他方で国立貯蓄供託金庫に開かれた口座に金銭の配分を変えることができる。

92 条：商法典 L622-19 条を適用した税務当局への届出は債務者が行う。

93 条：商法典 L622-20 条 1 項を適用し、監査委員に選任された債権者による債権者全体の利益のための訴えは、受取確認依頼付き書留便による法定代理人に対する催告がその受領後 2 ヶ月間返答がないときのみ受理される。

94 条：商法典 L622-21 条 II に従い、継続していた順位に従った配当手続⁽¹⁵⁾と開始決定前に移付効果を生ずるすべての執行手続以外で決定の日に継続し

(15) 民事訴訟法典 749 条以下を参照。なお、民事訴訟法典は 1806 年に制定され、第 5 編として強制執行を規定した。1971 年に新民事訴訟法典が制定されたが、同法典は裁判手続のみを規定し、強制執行については規定しなかった。その後、1991 年に民事執行法が制定されたが、同法も動産執行、金銭債権執行のみを規定し、不動産執行は 1807 年民事訴訟法典（一部改正）に規定されたまま残された。このため、1971 年の法典は依然として新民事訴訟法典と呼ばれ、1806 年民事訴訟法典が並存している。

ていた動産配当手続は無効となる。資金は法定代理人に、場合によってエスクロウに渡され、エスクロウは引渡しによって当事者に対して免責される。裁判所が計画を決定するならば、法定代理人は資金を配当のため計画遂行監督員に渡す。

1項にいう順位に従った配当手続の対象となっている不動産の取得者が滌除によってまたはその免除によって確定された金額を支払ったときは、その者は登記抹消の宣告を大審裁判所に申し立てることができる。

取得者は申立てに対価の支払い、登記の状態、滌除または登記した債権者の免除の合意の取得、民事訴訟法典 713 条にいう売買経費の事前の納付の証拠書類を添付する。

95 条：商法典 L622-22 条を適用して停止した裁判は、申立て債権者のイニシアティブで、この債権者が債権届けの写しを係属する裁判所に提出し、法定代理人と、場合によって、管理人が債務者を補佐する任務を負うときは管理人、または計画遂行監督員を強制参加させ次第、再開される。

裁判の再開後になされた既判力ある決定は、法定代理人の申立てにより、手続を開始した裁判所の書記課により債権表に付記される。

第 4 節：債権届け

96 条：法定代理人は、開始決定から 15 日以内に、99 条にいう期間内に債権を届け出るように知れたる債権者に通告する。

商法典 L622-13 条と L622-14 条にいう契約相手方は、解除から生じる債権の届出のため、解除または解除の決定の通知から 1 ヶ月の追加の期間を認められる。継続契約の解除の場合、同法典 L622-17 条 III 第 3 号にいう補償、ペナルティの債権者の場合も同様とする。

法定代理人の通告には、債権届け、失権解除請求、取戻権と回復権の訴えて遵守すべき期間と方式に関する法令上の規定を転載する。通告には、さらに同法典 L621-10 条、本規則 70 条と 74 条を転載する。公告された担保の受益

者である債権者、または公告された債務者との契約を締結している債権者は、個別に、または選定住所があればそこに受取確認依頼付き書留便によって通告される。

労働法典 L143-11-4 条にいう機関は、商法典 L625-1 条に定める一覧にある債権を、いかなる理由であれ当該機関が支払いを拒絶したものを含め、届け出る。届出期間は労働法典 L143-11-7 条 3 項に定める決済期間満了後 15 日で終了する。

97 条：商法典 L622-24 条 5 項を適用して、同法典 L622-17 条 I にいう債権以外で、開始決定後に適法に生じた債権が連続する履行の契約から生じるものである債権者は、民商事公報への開始決定の公報から 2 ヶ月以内に、期日の到来した金額と将来期日が到来する金額の全体を、評価の上届け出る。

契約が開始決定後に締結されたときは、債権者は、未払いとなった初めての期日から 2 ヶ月以内に、期日の到来した金額と将来期日が到来する金額の全体を、評価の上届け出る。

98 条：商法典 L622-25 条に定める事項のほか、債権届けには下記を記す。

- 1) 債権が名義から生じていなければ、債権の存在と金額を証するような要素。これがない場合、金額が定まっていないならば、債権の評価額
- 2) 事後に停止する金額の届出に値するため、停止していない利息の計算方法
- 3) 債権が紛争の対象ならば、係属している裁判所の記載

この届出には、破産債権の証拠書類を添付する。これは写しでもよい。法定代理人は、いつでも、添付されなかった書類の提出を求めることができる。

99 条：商法典 L622-26 条を適用して定められた届出期間は、民商事公報への開始決定の公表から 2 ヶ月とする。

手続がフランス本土に所在する裁判所によって開始されたときは、当該領土内にいない債権者については 2 ヶ月の猶予の追加を認める。

手続が海外県に所在する裁判所によって開始されたときは、当該海外県にい

ない債権者については2ヶ月の猶予の追加を認める。

100条：主任官が、商法典 L624-1 条に定める債権表の提出後に、債権者の失権を解除し、この決定が確定したときは、主任官は同法典 L624-2 条のいうところに従い債権について判断する。書記課によって債権表に付記される。

失権解除の裁判の費用は債権者が負担する。

101条：商法典 L622-28 条2項を適用して停止された裁判と民事執行手続は、計画決定の正当化についての同条最終項にいう保証の受益人債権者のイニシアティブで、保証人の計画への異議可能性に適用される規定に従い、追行される。

同法典 L622-28 条3項を適用して、この債権者は上記の1992年7月31日規則210条以下のいうところに従い保全処分を申し立てることができる。

第3章：経営関係・労働関係・環境報告書の作成

102条：

I：債務者、または管理人が選任されているとき管理人は、商法典 L623-1 条に従い作成した報告書を、書記課に提出し、当局と同法典 L626-8 条にいう者に、受取確認依頼付き書留便によって通知する。管理人または債務者は、場合に応じて、報告書について協議するために企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表を招集する。

II：同法典 L623-1 条に定める環境報告書は、管理人の請求により、債務者、または主任官が必要と判断した場合に主任官が選任する技師によって作成される。

報告書には、分類された設備が稼働している一ないし複数の場所と明細、潜在的な汚染の存否、すでに取りられ、予定され、あるいは取るべき安全対策と稼働による環境へ影響を監視するための手段を記載する。

報告書の記載事項は、国璽尚書兼法務大臣と分類された設備を担当する大臣によるアレテにより定める。

第 4 章：債務者の財団の確定

第 1 節：債権調査と確定

第 1 小節：債権調査

103 条：債権調査は、債務者と場合によって選任された監査委員の出頭を得て、または適式に呼び出して、法定代理人によって行われる。

商法典 L625-1 条にいう債権以外の債権に異議が述べられたら、法定代理人は、債権者またはその代理人に、受取確認依頼付き書留便によってその旨を通知する。同法典 L622-27 条に定める 30 日の期間は通知状の受領日から開始する。通知状には、異議の対象を明記し、記載すべき債権額を示し、L622-27 条の規定を転載する。

104 条：商法典 L622-25 条と本規則 98 条に定める事項を含む債権表および法定代理人の提案と債務者の意見は、書記課に提出され、遅滞なく主任官に渡される。債権表は、管理人が選任されているとき管理人に、場合によって、計画遂行監督員に通知される。

同法典 L624-1 条に定める期間内に、債権が債権表に確定的に記入されなかった債権者は L622-24 条 3 項に定める失権の解除を、同法典 L622-26 条に定める方法に従い求めることができる。

同表の書記課への提出の後、同表は法定代理人または関係債権者の請求により、司法または行政裁判によって確定的に定める債権の記入、債権表提出の後に生じた失権の解除によって認められた記入によって書記課によって補充される。

第 2 小節：債権確定

105 条：債権の確定または異議に関する判断は、8 日以内に書記課によって債務者と債権者またはその代理人に通知される。

異議のない債権確定は債権者またはその代理人に通常郵便で通知される。

通知状には、債権の確定額、付帯する担保と優先権が記され、商法典 L622-

27 条と L624-3 条が転載される。

法定代理人と管理人が選任されているとき管理人は、債権確定の受取証と引換えで知らされる。

106 条：主任官の権限に異議が申し立てられ、または主任官が職権でその無権限を問題とするときは、書記課は、受取確認依頼付き書留便によって債務者、債権者、法定代理人と、管理人が選任されているとき管理人を呼び出す。

この規定は主任官が債権への異議について判断するよう求められたときに適用する。

107 条：無権限の決定は、通知または渡された通知の受領から 1 ヶ月間、債権者、債務者と法定代理人に、権限のある裁判所に申し立てる期間を開始させなければ、異議を述べないかぎり、失権する。

関係する第三者は、債権表上への記入から 1 ヶ月以内に限り、権限ある裁判所によってなされた決定に対して第三者異議を述べることができる。

108 条：債権確定に関する主任官の決定に対する上訴は、控訴院に行く。

第 3 小節：債権表

109 条：主任官が宣告した決定は、書記課により 104 条 1 項にいう債権表に記載される。このように補足された同表と労働契約から生ずる債権一覧が債権表となる。

同表は、裁判所書記課に提出され、そこですべての者が閲覧することができる。

書記課は民商事公報にこの提出と異議を述べる期間について掲載する。

すべての関係者は、公表から 1 ヶ月以内に主任官に異議を述べることができる。

110 条：109 条にいう債権表は次の事項で補足される。

1) 事案が他の裁判所の権限下にあるときは、権限のある裁判所のなした決

定

2) 112 条 1 項にいう決定

3) 主任官の決定に対する上訴について判断した控訴院による決定

同表は、あらたに民商事公報への公表の対象となる。

すべての関係者は、あらたな公表から 1 ヶ月以内に異議を述べることができる。

111 条：109 条最終項と 110 条にいう第三者異議は、書記課への届出または受取証との引換えまたは受取確認依頼付き書留便によって行われる。これは書記課によって債権表に付記される。

書記課は関係当事者またはその代理人を受取確認依頼付き書留便によって呼び出し、法定代理人と、管理人が選任されているとき管理人に通知する。

112 条：他の裁判所の決定で認められ、既判力を与えられた権利の債権者は手続を開始した裁判所の書記課にこの決定の謄本を提出する。

書記課は法定代理人、管理人および計画遂行監督員がいる場合には計画遂行監督員に債権表にこのように施された修正をすべて通知する。

第 2 節：債務者の配偶者の権利

113 条：債務者の配偶者は共同体の財産の売却を許可する決定に先立ち、審尋され、または適式に呼び出されなければならない。

手続の途中で、債務者と配偶者の間に存在する共同体の解除が第三者に対抗できるようになったときは、この配偶者は不分割の財産の売却を許可する決定に先立ち、審尋され、または適式に呼び出されなければならない。

第 3 節：動産の売主の権利、取戻権、回復権

114 条：財産の取戻しの請求は、商法典 L624-9 条に定める期間内に、管理人が選任されているとき管理人、いないときは債務者宛に受取確認依頼付き書留便によって行う。請求者は法定代理人にその写しを送る。

請求の受領から1ヶ月以内に認諾がない場合、請求者は、回答期間の満了から遅くとも1ヶ月以内に主任官に申し立てなければ失権する。

判断する前に、主任官は関係当事者の意見を徴する。

取戻しの請求は回復の請求を意味する。

115条：商法典 L624-18 条を適用した財産の代価の取戻しの場合、手続開始以後に取得した者の支払いに対応する金額は、債務者により法定代理人の手中に支払われなければならない。法定代理人はその債権額まで取戻しを主張する債権者に対価を引き渡す。

116条：商法典 L624-10 条を適用し、回復の請求は財産の所有者により、管理人が選任されているとき管理人、そうでないときは債務者宛に受取確認依頼付き書留便によって行われる。この請求の写しは法定代理人に送られる。

請求受領から1ヶ月以内に合意がない場合または異議ある場合、主任官は所有者の注意の下、所有者の権利について判断することを求められる。回復の事前の請求がなくても、主任官はまた同様の目的のために管理人または債務者によって求められる。

117条：商法典 L624-10 条の規定を享受するため、同条にいう契約⁽¹⁶⁾は適用されるところに従って、開始決定前に公表されなければならない。

同じ目的で、特別の法令がない場合、場合によって、財産の所有者は通貨金融法典 R313-4 条にいう登記、または本規則 63 条 3 項にいう登記に開始決定前に契約を公表しなければならない。

第5章：労働契約から生ずる債権の決済

118条：書類、または被用者、債務者、管理人および被用者代表から提供された情報を見て、法定代理人は労働契約から生ずる債権を確認し一覧を作成

(16) 新倒産法 L624-10 条は「財の所有者は、当該財にかかわる契約が公告の対象であるとき、所有権の証明を免除される」と規定する。

する。この確認は一般債権調査がない場合も行われる。

債務者は被用者代表に法定代理人が一覧を作成したもとなったもの、とくに給与台帳、人員記録を閲覧できるようにする。被用者代表は留保、意見があるときは記入し、一覧に署名する。署名がない場合、主任官は被用者代表を審尋する。

一覧は、法定代理人の注意の下に、主任官が点検する。一覧は、労働法典 L143-11-7 条に定める期間の満了前に、債権の各カテゴリーについて、同法典 L143-11-4 条にいう機関に法定代理人によって渡される。

119 条：労働契約から生ずる債権一覧には、各被用者氏名、労働契約の性質、開始日、職種と資格、会社の代理権の有無、労働契約解除の日、既払い済み金額、支払うべき金額を記す。この金額は、金額が裁判上の決定によって確定的に債権に当たるときは、それを含め、法定と約定の天引きを引いて計算する。

120 条：法定代理人はその方法を問わず、認められまたは拒絶された債権の性質と金額を各被用者に通知し、債権一覧を書記課に提出した日付を知らせる。法定代理人は、商法典 L625-1 条に定める失権期間が後述の 3 項に定める公表から開始することに注意を喚起する。債権を認められた被用者は、支払いの時点で知らされる。

債権が除外された被用者は同法典 L625-1 条 2 項に定める期間内に労働審判所により失権を解除されることができる。失権解除は労働法典 L143-11-4 条にいう機関も享受する。

商法典 L625-1 条にいう公告は、法定代理人の注意の下、法人の本店または事業の住所の県、場合によっては第二の営業所の県の法定公告を受ける権限のある新聞に、債権一覧全体が裁判所書記課に提出された旨の通知を公表することによって行われる。この公表は、遅くとも労働法典 L143-11-1 条に定める保証の最終期間満了後 3 ヶ月以内に行われる。

法定代理人の署名した通知は、上記 3 項に定める公表の日付とする。この日

から商法典 L625-1 条に定める失権期間が始まる。

121 条：労働法典 L143-11-4 条にいう機関は、法定代理人に未払い金の支払いのため、同法典 L143-11-7 条に定めると同じ期間内に、一覧に記載された債権の決済を拒絶することを知らしめる。この機関は拒絶する債権の性質、金額およびその理由を示す。

法定代理人は、上記機関による債権の決済の拒絶を被用者に通知し、被用者代表にこの旨を通知する。

122 条：法定代理人または計画遂行監督員は、支払名義の有効期間が終了したときは、労働法典 L143-11-4 条にいう機関によって前払いされ、被用者によって受取られなかった金額を返す。この機関は、請求する被用者らに支払う。

123 条：債務者は法定代理人と管理人が選任されたとき管理人に、開始決定の日に労働審判所に係属していた裁判について、有益な情報をすべて提供する。

124 条：商法典 L625-6 条に定める上訴は 1 ヶ月以内に行われる。

第 VI 章：救済計画

第 1 節：計画案

125 条：本節の規定に反しないかぎり、商法典 L626-3 条を適用して、上記の 1967 年 3 月 23 日規則の規定に従って総会が招集される。

126 条：株式会社と合名会社については、上記の 1967 年 3 月 23 日規則 123 条と 130 条にいう記載のほかに、招集状には次の事項を記載しなければならない：

- 1) 第 1 回が定足数に達しない場合、第 2 回集会を開く可能性がある日
- 2) 本規則 127 条 1 項に定める期間についての注意の喚起

二回の総会の間期間は、少なくとも 6 日間とする。

127 条：上記の 1967 年 3 月 23 日規則 129 条にかかわらず、株主の提案を総

会の議題に記載する請求は、第 1 回の招集による総会の日の少なくとも 15 日前に本店に送付する。

128 条：商法典 L626-4 条を適用して検事局が計画の承認を一人または複数の経営者の更迭を条件とすると請求するときは、検事局はこの請求の理由となる事実を示してルケートにより裁判所に請求する。

裁判長は、書記課を通じて、更迭を求められた一人または複数の経営者を、裁判所執行吏の証書により、期日の少なくとも 15 日前に呼び出す。この呼出しには、検事局のルケートを添付する。

裁判所は、主任官の報告に基づき、場合によって、債務者、管理人が選任されたときは管理人、法定代理人および企業委員会代表、またはそれがなければ地域従業員代表を審尋し、または適式に呼び出した後に、判断する。

決定は、書記課の注意の下に、対象の各経営者と法人の法定代表者に送達される。61 条にいう者および企業委員会代表、またはそれがなければ地域従業員代表はこの決定を知らされる。

129 条：管理人が選任されたとき管理人、または法定代理人は、更迭の請求について討議するため権限のある会社機関を招集する。

裁判所はこの討議を踏まえて計画を判断する。

130 条：商法典 L626-4 条 2 項に定める受任者⁽¹⁷⁾は、法定管理人になることができる。

131 条：商法典 L626-5 条 2 項について、支払猶予と債務減免に関する提案は法定代理人によって債権を届け出た各債権者に、受取確認依頼付き書留便によって知らされる。

提案状には、L626-5 条 2 項第二節の規定を転載する。

提案状には以下のものを添付する。

(17) 新倒産法 L626-4 条は、更迭を求められた経営者の保有する議決権の行使を裁判所が選任する裁判上の受任者に代理行使させることを定めている。

- 1) 優先権ある債務，一般債務に分けた資産負債の状況表
- 2) 債務者の提案と提供される保証の記載
- 3) 法定代理人と，監査委員が選任されたときは監査委員の意見

132 条：法定代理人が債権者の合意を包括的に徴することを決めたときは，債権者は法定代理人が主宰し，131 条にいう提案状に記載された場所日時に行われる集会に呼び出される。呼出状は，法人の本店または自然人債務者の事業または事業活動の住所の法定広報誌に掲載される。

債権者は特別委任状を有する者によって代理させることができる。

法定代理人は，債権者に手続の状況および開始以降の債務者の事業活動の遂行状況について報告する。

出席し，または代理人の出席した各債権者の債務処理についての合意は書面による。

第 2 節：計画を定める決定

第 1 小節：計画決定

133 条：管理人の報告または計画の書記課への提出あり次第，書記課は受取確認依頼付き書留便によって，債務者，企業委員会代表，またはそれがなければ地域従業員代表と監査委員を呼び出す。

検事局および管理人と法定代理人は期日を知らされる。

134 条：裁判所は商法典 L621-3 条に定める期間の満了前に判断する。

有効な期間に計画案が提出されないときは，裁判所は手続終結のために債務者を呼び出す。裁判所はすべての債権者，または裁判上の受任者によって申し立てることができる。

終結決定は債務者に通知され，63 条にいう公告の対象となる。

手続終結は同法典 L626-9 条のいうところに従って宣告される。

裁判上の受任者は遅滞なく，151 条と 152 条のいうところに従い，任務終了報告を提出する。153 条が適用される。

135 条：商法典 L626-9 条を適用して計画を定める討議に検事局の出席を得なければならない限度は 53 条に定めるところによる。

136 条：計画を定める決定は書記課により、61 条にいう者に通知され、63 条にいう登記に付記される。

137 条：計画を定めまたは却下する決定は、債務者、企業委員会代表、またはそれがなければ地域従業員代表に通知され、書記課によって、決定の日から 8 日以内に、検事局と裁判上の受任者に知らされる。さらに書記課によって、商法典 L626-10 条に従い、履行義務のあるすべての者に通知される。

138 条：計画を却下する決定が確定し、商法典 L622-10 条 2 項の規定が適用されないときは、裁判所は同法典 L626-9 条のいうところに従い手続を終了する。

裁判上の受任者は、遅滞なく、151 条と 152 条のいうところに従い、任務終了報告を提出する。153 条が適用される。

第 2 小節：計画遂行

139 条：計画を決定した裁判所は、法人の本店または自然人債務者の事業または事業活動の住所が変更されても、その遂行の条件について管轄権を有する。

140 条：商法典 L626-13 条の適用については、債務者は計画決定の写しに支払い事故の抜粋を添付して送付し、小切手振出の禁止を生じた金融機関での禁止の解除を求める。

禁止をした金融機関は、平常化のため禁止を解除することをフランス銀行に通知する。

141 条：商法典 L626-14 条に定める譲渡不可は、計画遂行監督員の注意の下に、譲渡不可とされた財産とそれに付帯する権利を記した公的登記、またはそれがないうときは 63 条にいう登記に付記される。

142 条：裁判所は、債務者のルケートにより商法典 L626-14 条に定める許可

を計画遂行監督員の報告を見て、判断する。

決定は債務者に通知され、検事局と計画遂行監督員に通知される。決定は計画変更決定に対して定められた上訴の対象となる。

143 条：商法典 L626-16 条の適用については、権限のある総会は 125 条と 127 条に定める期間内に招集される。

144 条：商法典 L626-18 条 2 項に定める期間は計画決定から開始する。

145 条：商法典 L626-20 条 II を適用して、減免なく償還される債権の最大限度を 300 ユーロとする。

146 条：商法典 L626-22 条に定める保証の差替え請求は、債務者によって当該債権者に対して行われる。債権者の合意がない場合、ルケートにより裁判所に請求することができる。

裁判所は、債務者、債権者、計画遂行監督員を審尋し、または適式に呼び出して、判断する。

債務者はその費用で担保の抹消登記を行う。抹消は差替えの保証を立てた後に行われる。

147 条：商法典 L626-22 条を適用し、国立貯蓄供託金庫に支払った後、同法典 L622-8 条 2 項に定めるところに従って仮払いを行うことができる。計画遂行監督員は債権者間で対価を配分し、支払い、登記を抹消する。

不動産の売却の場合、対価は民法 2181 条以下に定められ、本規則 290 条から 301 条に定める順序の手続に従い、抵当権濫除の方式が取得者により充足された後に支払われる。

前所有者の権利により登記され、追求権のある債権者は受取確認依頼付き書留便によって、通知から 1 ヶ月以内に順位に従った配当手続に債権を届け出る義務があることを通知される。

債権届けには、財産上の担保を記す。元本、利息、附帯金の明細と証拠書類が届出に添付される。

3 項にいう期間内に届出がない場合、債権者は配当に加わる権利を失う。

商法典 L626-22 条 2 項を適用し、配当の差引きの場合⁽¹⁸⁾、計画遂行監督員が作成した弁済順序表にはこの差引きの計算方法を示す。

148 条：298 条に定める上訴は債務者に認められる。書記課は弁済順序表の写しを債務者に送る。この通知には上訴期間と方法を明示する。

149 条：161 条の規定を損なうことなく、計画遂行監督員は債務者の債務遂行と実行した支払いと配分について年次報告を作成する。この報告は書記課に提出され、検事局に通知され、すべての債権者が閲覧することができる。

150 条：管理人は、商法典 L626-24 条に従い計画遂行のための行為の履行を主任官に報告する。

法定代理人は、主任官に任務の報告を行い、主任官が債権調査と労働法典 L143-11-7 条を適用した被用者が受取るべき金額の支払いの完了を確認した後に法定代理人の任務を終了させる。

151 条：管理人または法定代理人が任務を完遂したときは、書記課に任務終了報告を提出する。すべての関係者は閲覧することができる。

報告は、書記課によって、検事局に通知され、裁判上の受任者によって、債務者と監査委員に通知される。この通知には、15 日以内に主任官に意見を言うことができる旨を記す。

主任官は、場合によって提出された意見を見て、任務終了報告を承認する。主任官は、裁判上の受任者にすべての証拠書類の提出を求めることができる。その決定は書記課に提出される。これは上訴の対象とならない。

152 条：任務終了報告には下記の事項を記載する。

- 1) 管理人または法定代理人の特別会計における受任分類口座の明細。分類は、性質によって、入金と出金取引を分けること。
- 2) 受領した資金の明細と規則上適用される料率

(18) 新倒産法 L626-22 条 2 項は、期日が到来していない債権については割り引くことを規定している。

3) 裁判上の受任者が商法典 L811-1 条と L812-1 条を適用して受任者の資格で外部から関与したものが受ける報酬として天引きした金額

4) 同法典 L621-4 条最終項を適用して裁判所が選任した専門家と公務員および L621-9 条 2 項に従い主任官が選任した技師の報酬

153 条：裁判上の受任者の任務終了報告の書記課への提出あり次第，書記課は，上記の 1980 年 4 月 29 日規則の規定に従って作成された報酬，費用の明細を債務者，監査委員と検事局に送る。この明細は裁判所に提出され，裁判上の受任者の報告に添付される。書記課が他の費用の事後決済を求められたらその旨を追記する。

154 条：管理人と法定代理人の任務終了報告が承認されたとき，手続は裁判長による終結命令の対象となる。

この命令は，上訴できない裁判上の行政措置である。

命令は 61 条にいう者に通知され，63 条にいう登記に付記される。

155 条：計画遂行監督員の交替が検事局によって求められ，または裁判所にこのために職権で係属するとき，関係者に対する呼出しが 172 条と 173 条に従った形式と手続により行われる。

156 条：商法典 L626-26 条を適用した債務者により提出される請求は，書記課への届出によりなされる。

書記課は，受取確認依頼付き書留便によって，債務者，監査委員，企業委員会代表，またはそれがなければ 51 条に従って選任された地域従業員代表を評議部に呼び出す。書記課は検事局と計画遂行監督員に期日を通知する。

債務履行の方法について変更があるときは，書記課は受取確認依頼付き書留便によって，関係の債権者にこの旨を通知する。関係の債権者は 15 日の間，受取確認依頼付き書留便によって計画遂行監督員へ意見を知らせる。

決定は 137 条の規定に従い通知される。

157 条：計画を変更する決定の写しは，書記課によって 61 条にいう者に送られる。63 条にいう公告の対象となる。

158 条：計画遂行監督員は、裁判長と検事局に宛てた報告で、債務者またはその他の者による計画の不履行を指摘する。

報告には債務者の意見を入れ、場合によって計画を遂行させるための解決を提案する。

契約遂行監督員は裁判長に任務報告を行う。

159 条：商法典 L626-27 条 I を適用し、裁判所にはルケートにより、または場合によって、172 条または 173 条に定める形式と手続に従って、計画の解除のために係属する。裁判所は同法典 L626-9 条のいうところに従って判断する。

同法典の L626-27 条 I 第 2 項を適用して、裁判所が計画の解除を決定するとき、裁判所は同じ決定で、債務者の裁判上の清算を宣告する。

決定は、書記課の注意の下、宣告から 8 日以内に、検事局以外に、控訴権限のあるものに送達される。

決定は 61 条にいう者に通知される。

契約の解除の決定は 63 条にいう公告の対象となる。

160 条：裁判所に商法典 L626-28 条を適用して係属するときは、裁判所は計画遂行監督員が作成した報告を見て判断する。

裁判所の決定は検事局に通知される。

債務者のイニシアティブにより、手続に関する決定は登記から抹消され、付記される。

161 条：計画遂行監督員は、任務完遂後 2 ヶ月以内に、151 条と 152 条のいうところに従い任務終了報告を提出する。153 条が適用される。

第 3 節：債権者委員会

162 条：商法典 L626-29 条を適用して定める限度は被用者 150 人、売上高 2000 万ユーロとする。

限度は、53 条 2 項と 3 項の規定に従い定義される。

163 条：裁判所が管理人を選任せず、主任官が商法典 L626-30 条から L626-35 条の規定の適用を認めたときは、主任官は同法典 L626-30 条、L626-32 条と L626-33 条によって与えられる任務の遂行のために管理人を選任する。

164 条：管理人は、開始決定から 30 日以内に、債務者の各金融機関に、金融機関債権者委員会の法律上のメンバーである旨を通知する。この金融機関は、通貨金融法典 L511-1 条にいう機関、同法典 518-1 条にいう機関および同法典 V 編にいう欧州経済域に関する合意の締結国の領土内で設置の自由とサービス提供の自由を有する機関をいう。

165 条：主たる商取引債権者委員会の構成を決めるには、開始決定の日に存在する税控除後の債権額を考慮する。

このために、債務者は遅滞なく、管理人に、商取引債権者と各商取引債権者の金額の債権一覧を、自身の監査役またはそれがないときは会計士に確認させて、引き渡す。

管理人は、開始決定から 30 日以内に、商取引債権者の税控除後の債権合計の 5%以上の債権を有する商取引債権者に、主たる商取引債権者委員会の法律上のメンバーである旨を通知する。

166 条：商法典 L626-30 条を適用して、管理人は、開始決定から 30 日以内に、商取引債権者の税控除後の債権合計の 5%以上でない債権を有する商取引債権者に、主たる商取引債権者委員会の法律上のメンバーになることを求める。

通知受領から 8 日以内に管理人宛ての書面での応諾がなければ、求められた商取引債権者は拒絶したとみなされる。

167 条：商法典 L626-30 条 3 項に定める三分の二の多数を決めるために考慮する債権額は、税を控除し、決議の日の遅くとも 8 日前に債務者によって確認された記述または会計士によって作成された計算書類を見て決定される。

168 条：管理人は、計画案を提案する前に法定代理人と企業委員会代表、またはそれがなければ地域従業員代表に各委員会に意見を表明するように誘導

する。

第 VII 章：法定管理人不在の場合の特則

169 条：管理人が不在の場合，契約相手方は債務者に，受取確認依頼付き書留便によって，商法典 L622-13 条に定める催告⁽¹⁹⁾を送る。契約相手方は，同時に法定代理人に，受取確認依頼付き書留便によって，催告の写しを送る。法定代理人は，遅滞なく，債務者と契約相手方にその意見を知らせなければならない。

債務者からの催告を受領後 15 日以内に代理人の回答がない場合，債務者は主任官に申し立てる。

主任官への申立ては，同法典 L622-13 条 1 項に定める期間を停止させる。

(19) 新倒産法 L622-13 条は，双方未履行の双務契約について，契約相手方への催告は管理人が行うことを規定している。